



令和7年1月17日

議会の議決を経ずに行った財産の取得について

1 事案の概要

地方自治法第96条第1項第8号及び山元町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により予定価格が700万円以上の財産の取得については議会の議決が必要になります。

この度、次の3件について、議会の議決に付すべき財産の取得であったにも拘わらず、議決を経ずに購入していたことが判明しました。

契約年度	件名	金額（円）	契約の方法	契約の相手方
令和2年度	令和2年度 小学校教師用教科書及び指導書購入事業	7, 264, 620円	随意契約	株式会社 渡辺太陽堂
令和3年度	令和3年度 小・中学校教師用教科書及び指導書購入事業	7, 004, 769円	随意契約	株式会社 渡辺太陽堂
令和6年度	令和6年度 小学校教師用教科書及び指導書購入事業	9, 716, 497円	随意契約	株式会社 渡辺太陽堂

2 随意契約の理由

本町において、教師用教科書及び指導書を取り扱う事業者が株式会社渡辺太陽堂のみであるため、地方自治法第167条の2第1項第2号により随意契約としたものです。

3 判明の経緯

他自治体における同様の事案に関する報道を受け過去に遡って確認したところ、令和2年度、令和3年度及び令和6年度の前期分教師用教科書及び指導書購入事業において、議決を経ずに購入していたことが判明しました。

4 原因

教科書及び指導書を購入する際は、1冊の単価が高額ではないことから「財産」に該当するとの判断に至らず、全体の金額が700万円以上になっても、その購入が「議会の議決に付すべき契約及び財産の処分に関する条例」第3条に該当し、議会の議決を経なければならないという考えに及ばなかったためであります。

5 今後の対応

令和7年1月23日開会の第1回山元町議会臨時会に財産取得の追認を求める議案を提出し議決を経たいと考えております。

6 再発防止策

改めて関係法令の確認を徹底するとともに、契約事務を進める際のチェック体制を強化し、適正な事務執行に努めます。